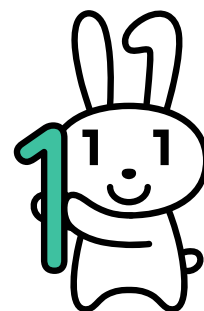


平成27年10月から

マイナンバー制度が始まります

平成25年5月31日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」により、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が始まります。

☎政策企画課 ☎463-3089



マイナンバーキャラクター
「マイナちゃん」

マイナンバー（個人番号）とは

マイナンバー（個人番号）とは、国民一人ひとりが持つ12桁の固有の番号で、複数の機関に存在する個人の情報が、同じ人の情報であるということの確認を行うための基盤です。

マイナンバーを活用することで、行政が効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤を構築します。

マイナンバー制度導入のメリット

●利便性の向上

社会保障・税関係の申請時に、課税証明書などの添付書類が省略される場合があるなど、行政手続きが簡素化され、申請者の負担が軽減されます。

●行政の効率化

マイナンバー制度の導入後は、国や地方公共団体等での手続きの際、マイナンバーの提示や申請書への記載などをお願いすることになります。

国や地方公共団体の間で情報連携が始まると、これまで時間がかかっていた情報の照合、転記、入力などに要する時間や労力が削減され、手続きが正確でスムーズになります。

●公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

マイナンバーの利用範囲

社会保障、税、災害対策分野において、法律や条例で定められた行政手続きでのみマイナンバーを利用します（右表参照）。

また、他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人が、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）を他人に不当に提供したりすると、処罰の対象となります。

社会保障分野	年金分野	●年金の資格取得、確認、給付など
	労働分野	●雇用保険の資格取得や確認、給付 ●ハローワークの事務 など
	福祉・医療・その他分野	●医療保険の保険料徴収 ●福祉分野の給付 ●生活保護 など
税分野		●税務当局における確定申告などの事務 ●税務当局の内部事務 など
災害対策分野		●被災者生活再建支援金の支給 ●被災者台帳の作成事務 など

今後のスケジュール

平成27年10月

●「通知カード」の送付

住民票を有する全ての方に、マイナンバーを記載した「通知カード」が送付されます。



平成28年1月

●「個人番号カード」の交付開始 ●順次、行政手続き（上表参照）での利用開始

社会保障、税、災害対策分野の行政手続きで、順次、マイナンバーが必要になります。

マイナンバーの最新情報は、内閣官房ホームページで確認できます。

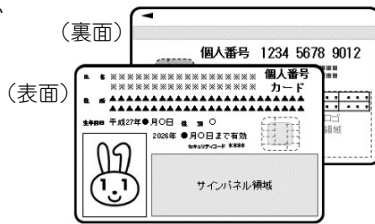
内閣官房ホームページ「社会保障・税番号制度」

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

個人番号カードとは

本人確認のための身分証明書として使えるほか、さまざまなサービスに利用できます。

- e-Tax 等の電子申請等が行える電子証明書が標準搭載されます。
- 平成27年12月以前に発行された住基カードは有効期限まで利用できます。ただし、個人番号カードとの重複所持はできません。
- カードには、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」、「個人番号」等が記載され、「本人の写真」が表示されます。これらの内容がカードのICチップにも記録されます。



個人番号（カード）の使用場面

<p>毎年6月の児童手当の現況届の際にマイナンバーを記入します</p>	<p>厚生年金の裁定請求の際に年金事務所へマイナンバーを提示します</p>
<p>証券会社や保険会社等にマイナンバーを提示し、法定調書等に記載します</p> <p>顧客の個人番号を法定調書等に記載して税務署などに提出します</p>	<p>勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票等に記載します</p> <p>従業員やその扶養家族の個人番号を源泉徴収票等に記載して税務署や市区町村に提出します</p>

国民の皆さまは行政機関や民間企業等へのマイナンバーの告知が必要となります。

特定個人情報保護評価とは

特定個人情報保護評価は、個人番号をその内容に含む個人情報（特定個人情報）を保有しようとするまたは保有する地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測したうえで特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。

朝霞市における特定個人情報保護評価書については、特定個人情報保護評価委員会ホームページおよび市ホームページで公表しています。

民間事業者の皆さんへ

民間事業者も、税や社会保障の手続きで従業員などのマイナンバーを取り扱います。税務や社会保障関係の申告書など（源泉徴収票や健康保険、厚生年金、雇用保険などの書類）に、マイナンバーを記載することになります。

マイナンバーを従業員から取得するときは、利用目的の明示と厳格な本人確認が必要です。

●法人にも法人番号が指定されます

企業などの法人にも、国税庁長官から13桁の法人番号が指定されます。1法人に対し1番号のみ指定され、法人の支店や事業所には指定されません。

●マイナンバー制度の施行に向け準備を進めてください

対象業務を洗い出したうえで、組織体制やマイナンバー利用開始までのスケジュールなどを検討し、対処方法を決定してください。

※詳細は、内閣官房ホームページ「社会保障・税番号制度」のほか、特定個人情報保護委員会のホームページ（<http://www.ppc.go.jp/>）に掲載されている「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」などをご確認ください。

マイナポータル（情報提供等記録開示システム）とは

マイナンバーを含む自分の個人情報がやり取りされた記録を自宅のパソコン等から確認することができるもので、平成29年1月から稼働する予定です。

1! 情報提供等記録開示システム

マイナンバーを含む自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認できます	行政機関などがもっている自分の個人情報の内容を確認できます
行政機関などから一人ひとりに合った行政サービスなどのお知らせがきます	行政機関などへの手続きを一度で済ませることができます



マイナンバー制度のお問い合わせ

マイナンバーコールセンター
（全国共通ナビダイヤル）

〈日本語対応〉 ☎0570-20-0178

〈外国語対応〉 ☎0570-20-0291
foreign language

（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語）
English Chinese Korean Spanish Portuguese

平日 午前9時30分～午後5時30分
（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

※通話料がかかります。

※IP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合は、☎050-3816-9405におかけください。